

## 蒲郡駅事件民事裁判第8回口頭弁論 加藤誠二さんが最終意見陳述



2月17日、蒲郡駅事件民事裁判第8回口頭弁論が名古屋地方裁判所で行われ、今回が最終弁論となり次回が判決となりました。裁判にはJR貨物労組の仲間も参加し、約70名が結集しました。

今回の弁論では、加藤誠二さんが最終意見陳述を行い、「JR東海は、不当な内容の会社内部資料の存在をJR東海労がホームページに掲載した報復として事件をでっち上げ・・・懲戒解雇処分したことは許すことはできない」と力強く怒りをもって懲戒解雇処分の取り消しと職場復帰を訴えました。

裁判終了後、報告集会を開催し職場復帰まで組織の団結をもって闘い抜くことを確認してきました。



判決は、5月19日13時10分からです。裁判後に報告集会を開催します。多くの仲間の結集をお願いします。

**懲戒解雇撤回・完全無罪を  
組織の団結で勝ち取ろう！**